

令和7年度 第2回 定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和7年9月1日（月）
2. 開催日時 令和7年9月18日（木）午後2時00分から
3. 開催場所 東北遊商事務局 会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
 理事の数 10名 内出席理事9名
 監事の数 2名 内出席監事2名
5. 出席理事の氏名
 高橋一則 永山恵治 柳 漢成 柳 成浩 柏木信耶 片桐裕貴
 坪井広孝 杉本信夫 櫻井勝好
6. 出席監事の氏名
 門田祐也 大久保康二
7. 議長の氏名
 高 橋 一 則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益（6月から8月分まで）に関する件〈報告事項〉

1 検定書類、確認証紙の発給状況

6月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	1,817	164	1,981	2,279	219	2,498
前 年 同 月	1,725	579	2,304	2,485	2,112	4,597
増 減 率	5.3%	-71.7%	-14.0%	-8.3%	-89.6%	-45.7%
年 度 累 積	5,672	1,699	7,371	7,435	4,541	11,976
前年同期累積	5,955	3,466	9,421	8,254	11,556	19,810
増 減 率	-4.8%	-51.0%	-21.8%	-9.9%	-60.7%	-39.5%

7月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,707	301	3,008	3,583	562	4,145
前 年 同 月	2,129	1,481	3,610	2,741	7,638	10,379
増 減 率	27.1%	-79.7%	-16.7%	30.7%	-92.6%	-60.1%
年 度 累 積	8,379	2,000	10,379	11,018	5,103	16,121
前年同期累積	8,084	4,947	13,031	10,995	19,194	30,189
増 減 率	3.6%	-59.6%	-20.4%	0.2%	-73.4%	-46.6%

8月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	1,613	425	2,038	1,981	1,089	3,070
前 年 同 月	1,602	1,447	3,049	2,205	3,585	5,790
増 減 率	0.7%	-70.6%	-33.2%	-10.2%	-69.6%	-47.0%
年 度 累 積	9,992	2,425	12,417	12,999	6,192	19,191
前年同期累積	9,686	6,394	16,080	13,200	22,779	35,979
増 減 率	3.2%	-62.1%	-22.8%	-1.5%	-72.8%	-46.7%

2 経営状況

○ 6月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	8,051,900			
		販売費及び一般管理費	10,422,916	-2,371,016
前 年 同 月	9,043,250		10,432,436	-1,389,186
差 し 引 き	-991,350		-9,520	-981,830
増 減 率	-11.0%		-0.1%	70.7%
b営業外損益等				
営業外収益	3,353,005	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	0	3,353,005
当月純利益(a+b)	11,404,905	-	10,422,916	981,989
			前 年 同 月	3,879,299
			差 し 引 き	-2,897,310
			増 減 率	-74.7%

○ 6月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	34,367,350			
		販売費及び一般管理費	30,934,517	3,432,833
前 年 同 月	43,272,390		34,508,719	8,763,671
差 し 引 き	-8,905,040		-3,574,202	-5,330,838
増 減 率	-20.6%		-10.4%	-60.8%
b営業外損益等				
営業外収益	3,379,005		0	
	0	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
	0	法人税、住民税及び事業税	0	
	0		0	3,379,005
当期純利益(a+b)	37,746,355	-	30,934,517	6,811,838
			前 年 同 月	14,234,490
			差 し 引 き	-7,422,652
			増 減 率	-52.1%

○ 7月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	11,613,220			
		販売費及び一般管理費	12,580,872	-967,652
前 年 同 月	15,140,750		13,849,753	1,290,997
差 し 引 き	-3,527,530		-1,268,881	-2,258,649
増 減 率	-23.3%		-9.2%	-25.0%

b営業外損益等				
営業外収益	26,500	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	0	26,500
当月純利益(a+b)	11,639,720	-	12,580,872	-941,152
			前年同月	1,300,797
			差し引き	-2,241,949
			増減率	-172.4%

○ 7月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	45,980,570			
		販売費及び一般管理費	43,515,389	2,465,181
前年同月	58,413,140		48,358,472	10,054,668
差し引き	-12,432,570		-4,843,083	-7,589,487
増減率	-21.3%		-10.0%	-75.5%
b営業外損益等				
営業外収益	3,405,505		0	
	0	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
	0	法人税、住民税及び事業税	382	
	0		0	3,405,123
当期純利益(a+b)	49,386,075	-	43,515,771	5,870,304
			前年同月	15,535,257
			差し引き	-9,664,953
			増減率	-62.2%

○ 8月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	7,989,100			
		販売費及び一般管理費	7,244,536	744,564
前年同月	11,590,450		9,607,224	1,983,226
差し引き	-3,601,350		-2,362,688	-1,238,662
増減率	-31.1%		-24.6%	-62.5%
b営業外損益等				
営業外収益	21,500	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	0	21,500
当月純利益(a+b)	8,010,600	-	7,244,536	766,064
			前年同月	1,997,426
			差し引き	-1,231,362
			増減率	-61.6%

○ 8月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	53,969,670			
		販売費及び一般管理費	50,759,925	3,209,745
前年同月	70,003,590		57,965,696	12,037,894
差し引き	-16,033,920		-7,205,771	-8,828,149
増減率	-22.9%		-12.4%	-73.3%

b営業外損益等				
営業外収益	3,427,005		0	
	0	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
	0	法人税、住民税及び事業税	764	
	0		0	3,426,241
当期純利益(a+b)	57,396,675	-	50,760,689	6,635,986
			前 年 同 月	17,532,653
			差 し 引 き	-10,896,667
			増 減 率	-62.2%

第2号議案 新QR端末購入及び別途積立金取り崩し等に関する件<審議事項>
事務局から新QR端末購入について、シーズウェブ(株)を通じてキーエンスDX-A800M1台及び充電機パック1個の1セットを150,000円(税別)で購入すること、組合員貸与分185セット、組合予備等3セット、計188セットを購入すること、組合員負担として1セット50,000円(税別)のリース料として1回払い若しくは10回払いとすること、組合負担は1セット100,000円(税別)とすること、前記188セット分総額28,200,000円と消費税2,820,000円、計31,020,000円を組合において支払い、組合員負担分10,175,000円(税込)はリース料として一括又は分割払いで回収し、組合負担分20,845,000円(税込)は予算計上した500万円と年度末決算時に赤字の場合、別途積立金を取り崩すこと、同端末は一括償却資産として3年間の減価償却対象になることなどの説明があった後、審議した結果、異議なく前記説明の内容が了承された。

第3号議案 令和7年度10月以降の書類発行手数料値引き率に関する件<審議事項>

事務局からの8月末までの検定書類等の発給状況、経営状況及び9月以降の経営状況の見込みなどの説明があった後、現在、利用分量配当の前倒しという意味で書類発行手数料を10%値引き(税別4,000円×0.9=3,600円)していること、全商協では、当該書類発行手数料の値引きは認めていないこと、本来の利用分量配当は、書類発行手数料等の定価で収入を得て、各種必要経費を差し引いた余剰金を当てるものであることなどの説明があり、その後、組合の経営状況は厳しいものの、一方で中古版社の状況も厳しく、一旦「値引きなし」とすれば今年度中の再度の値引きの設定はできないことなどの発言もあり、今後の値引きの在り方等について挙手により採決したところ、「値引きなし」が2人、「値引き当面5%」が6人となったことなどから、10月1日から当面、値引き「5%」とし、令和8年1月からの値引率は次回の理事会で再度討議することになった。

第4号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

1 6月27日及び8月5日開催、全商協・2025年度第3回及び第4回

定例理事会結果

○ 6月27日開催、全商協・2025年度第3回定例理事会

第1号議案 全商協委員会委員の委嘱について

中村議長 全商協委員会委員の委嘱について、各地区遊商から推薦のあった委員を一覧表で配布している。ご意見等が無ければ、各委員を承認してもよろしいか審議したい。

また、委員長を選出については、委員会設置規程の第5条第2項に「委員長は、会長が委員のうちから指名し、理事会が承認する。」と規定されているため。後日、改めて選出したいと考えているため、問題無ければ一任いただきたい。

【資料No.1】

2025年度 全商協 委員会委員 推薦名簿

全国遊技機商業協同組合連合会

2025年6月27日 現在（数値略・略不同）

機械流通委員会 (担当役員：) (委員長：)							
地区名	単組役職	氏 名	会社名	地区名	単組役職	氏 名	会社名
北海道	副理事長	遠藤 政志	コア電子㈱	関 西	副理事長	北 大博	㈱ヒカル商事
	理 事	金沢 泰盛	㈱システムサービス		理 事	永川 隆二	㈱オフィスリー
東 北	副理事長	永山 恵治	㈱セブン	中 国	副理事長	保山 勝弘	㈱イーゲル
	専務理事	柳 成浩	㈱廣村商事		理 事	師田 一廣	㈱廣進
東日本	副理事長	松永 進一	㈱マツナガ	四 国	理 事	河野 賢一郎	㈱太成
	専務理事	佐々木 勝司	㈱エスケイ企画		理 事	徳森 成樹	㈱オリエンタル コーポレーション
中 部	理 事	横山 正人	リーブランド㈱	九 州	副理事長	寺坂 一世	ティーワン㈱
	理 事	内藤 進	㈱内藤商事		理 事	曾部 武	㈱ビッグ・マリオン

社会貢献委員会 (担当役員：) (委員長：)							
地区名	単組役職	氏 名	会社名	地区名	単組役職	氏 名	会社名
北海道	会計理事	櫻井 篤行	㈱北日本 ジェー・シー・エム	関 西	専務理事	西川 慎也	㈱東信
	専務理事	近藤 一生	㈱アカデミーシステム		常務理事	水野 正人	㈱ライド
東 北	理 事	杉本 信夫	㈱ユーテック	中 国	副理事長	山本 敏司	㈱山本商事
	専務理事 兼 社会貢献委員会 副委員長	穴戸 良史	㈱スリーエムシステム 沼島		理 事	上原 正明	段原梱包運輸㈱
東日本	専務理事	小島 利幸	㈱丸幸商会	四 国	理 事	松本 豊	㈱マツモト商会
	常務理事	佐久間 隆智	㈱晃富商事		理 事	棚原 邦年	㈱アプロ
中 部	理 事	山本 祐二	㈱山本商事	九 州	副理事長	有田 希聖	㈱ANSWER
	理 事	木村 栄太郎	㈱東和		理 事	栗原 紀雄	東海鋼鉄㈱

※組織委員会は会長が委員長、副会長及び委員長所属地区の理事1名が委員となります。

の方、全商協の理事となります。

◎ 中村議長が全商協委員会委員の委嘱について、その可否を諮ったところ、理事全員異議無く承認された。

また、委員長を選出については、後日選出をすることで中村議長に一任された。

中村議長 承認感謝申し上げます。ご質問等が無ければ、第2号議案「中古機流通

協議会の報告について」に移る。

第2号議案 中古機流通協議会の報告について

中村議長 中古機流通協議会の報告について、審議事項等は無く報告事項のみであった。報告資料に関して何かご質問等はあるか。無ければ第3号議案「5月の会計報告について」事務局より報告願う。

【資料 No. 2】

中古機流通協議会 報告資料

6月2日開催の中古機流通協議会について、以下の通りご報告いたします。

【報告事項等】

- 確認証紙の発給状況に関しては、配布資料のとおりである。
- 日工組より、5月26日にホール関係4団体並びに全商協へ文書にて通知されたグループ会社間での共通遊技機盤枠の取扱いについて、改めて説明があった。
本件は、グループ会社間において、機械的、構造的、性能的に同一である
と日工組で確認が取れたものが、共通枠として今後使用が可能となるという
ことである。
なお、本年7月7日以降に開店する遊技機から対象となるため、7月7日以
降に、その時点で既に市場に出ている枠も対象となり得ることから、例えば
5月もしくは6月に導入されたグループ会社Aの枠に、9月もしくは10月に発
売されたB社のベニヤが装着可能という可能性もあるとのことであった。
また、実際に制度を利用するメーカーが出てきた際には、ホール関係4団
体及び全商協に日工組から随時連絡するとのことであった。

○ 警察庁保安課の兼松課長補佐が欠席のため、大嶋係長より以下の総括があった。

「3点報告があり、まず、スマート遊技機の認定申請について、本年11月からスマートパチスロの認定申請が開始されるため、引き続き厳格な点検確認をよろしくお願いします。

次に、日工組の共通遊技盤枠について、県警にはすでに示達しているが、現時点で特段質疑等はないが、運用開始後に担当の窓口が困惑することもあると思うので、そういった際には、県警から日工組に問い合わせがあるかもしれないため、適宜の臨機対応をお願いします。

最後に、行政手続きのオンライン化について、変わりなく12月から運用開始の予定で進んでいるため、現況報告という形で共有させていただく。なお、運用方法は検討中で、詳細を伝えることはできないが、12月に運用する方向で進んでいることだけ先に伝えさせていただく」

以上

第3号議案 5月の会計報告について

事務局 5月分の収益について、中古用と認定用の確認証紙発給が、共に事業計画より少なめの発給となった。費用については、2025年度の中古用確認証紙代で確認証紙発行費、ラーネッド法律事務所へ弁護士年間報酬と澤田税理士の上半期報酬で顧問料、以上の項目で経費が多く掛かった。また、5月7日に開催した「阿部やすひさ君を励ます集い」の分担金700万円を、交際費と寄付金で計上している。

補足として昨年度と同様に、推進機構負担金は6月の定時社員総会で金額が確定となるため、6月以降に支払いを行う予定でいる。報告は以上となる。

中村議長 ご質問等はあるか。無ければ第4号議案「当面の諸問題について」に移る。

第4号議案 当面の諸問題について

(1) 登録資格審査委員会の報告について

植田副会長 5月27日に登録資格審査委員会が開催された。主な内容として、全商協関係38業者より申請があり、販売実績を達成している業者は、全委員異議なく承認された。なお、全商協関係1業者が販売実績300台に未達であったが、理由書の提出により、1年間の条件付更新が認められた。

また、昨年5月の登録資格審査委員会で、販売実績300台の未達により、1年間の条件付更新であった全商協関係2業者より、販売実績を達成した旨の申請書が提出されたため、本来の有効期限に遡り、そこから3年の更新となることが確認された。報告は以上となる。

【資料 No. 4-1】

登録資格審査委員会 報告資料

5月27日に登録資格審査委員会が開催されましたので、ご報告いたします。

【承認事項】

- 全商協関係38業者、回胴遊商関係30業者より申請があり、販売実績を達成している業者は、全委員異議なく承認された。

なお、全商協関係1業者が販売実績300台に未達であったが、理由書の提出により、1年間の条件付更新が認められた。

- 昨年5月の登録資格審査委員会で、販売実績300台の未達により、1年間の条件付更新であった全商協関係2業者、日工組関係1業者より、販売実績を達成した旨の申請書が提出されたため、本来の有効期限に遡り、そこから3年の更新となることが確認された。

【報告事項等】

- 今回、新規登録申請業者は無く、各団体からも報告事項等は無かった。

以上

(2) パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会の報告について

中村議長 6月16日に21世紀会が開催された。主な内容として、2025年度の依存対策関係費用について「パチンコ・パチスロ依存問題啓発活動関係費用」が23万1,000円、「有識者会議費用」が399万5,710円となる旨の報告があり、ホール関係団体4団体と全機連7団体で折半することで、異議なく承認された。

次に、RSNの活動予算等について、昨年の支援額6,000万円＋給与のベースアップ分は認め、賞与やE-ラーニングに関する費用を含めた、その他の費用については、継続協議することになったと報告があった。報告は以上となる。

【資料 No. 4-2】

パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会の報告について 報告資料

6 月 16 日に 21 世紀会が開催されましたので、ご報告いたします。

- 2025 年度の依存対策関係費用について「パチンコ・パチスロ依存問題啓発活動関係費用」が 23 万 1,000 円、「有識者会議費用」が 399 万 5,710 円となる旨の報告があり、ホール関係団体 4 団体と全機連 7 団体で折半することで、異議なく承認された。
- RSN の活動予算等について、RSN 理事意見交換会及び臨時理事会にて、職員の待遇改善として、昨年の支援額 6,000 万円＋給与のベースアップ分は認め、賞与や E-ラーニングに関する費用を含めた、その他の費用については、継続協議することになったと報告があった。
以上の暫定支援金額 6,000 万円＋ベースアップ分について諮られ、異議無く承認された。
なお、賞与やその他の高額な費用については、参議院選挙後に 21 世紀会阿部代表と RSN 西村代表が直接協議を行う予定としているとのことである。
- 2024 年度パチンコ・パチスロ依存問題対策実施状況報告書【案】が提出され、異議なく承認となり成案となった。そのため、速やかに警察庁へ提出し、各団体へ報告の後、21 世紀会ホームページ・安心娯楽宣言での一般公開を実施する予定とのことである。

以上

中村議長 他に協議事項等はあるか。無ければ本日の理事会は閉会とする。

- 6 月 27 日開催、全商協・2025 年度第 3 回定例理事会
第 1 号議案 機械流通委員会及び社会貢献委員会の担当役員と委員長の選出について

中村議長 機械流通委員会及び社会貢献委員会の担当役員と委員長の選出については、前期と同じように、資料 No. 1「2025 年度全商協委員会委員名簿 担当役員・委員長選出(案)」の通りとしたいが、ご意見等があればお願いします。
※意見等が無かったため、以下の担当役員と委員長で決定した。

○機械流通委員会

担当役員：谷野副会長、山本副会長、植田副会長、國分副会長

委員長：佐々木専務

○社会貢献委員会

担当役員：高橋副会長

委員長：有田理事

中村議長 臨時でのプロジェクトチームや委員会を設ける場合もあるので、臨機応変に活動していきたいので、ご理解の程、お願い申し上げます。

ご質問等はあるか。無ければ、第2号議案「(一社) p p 奨学金 2025 年度会費 10 万円(正会員)の納入について」に移る。

第2号議案 (一社) p p 奨学金 2025 年度会費 10 万円(正会員)の納入について

中村議長 p p 奨学金の 2025 年度正会員費 10 万円の納入について、ご意見等が無ければ今年度も 10 万円を納め、正会員になりたい。また、臨時で別途徴収が発生する場合がある。前は 30 万円の臨時徴収の要請があったが、少しでも多くの学生を支援したいと考えている。そのため、臨時徴収の要請があった場合には、改めて各理事にもご報告の上、お諮りしたいと考えているので、ご承知置き願う。

◎ 中村議長が(一社) p p 奨学金 2025 年度会費 10 万円(正会員)の納入について諮ったところ、理事全員異議無く承認された。

中村議長 承認感謝申し上げます。無ければ、第3号議案「来年度の全商協通常総会の日程候補について」に移る。

第3号議案 来年度の全商協通常総会の日程候補について

中村議長 来年度の全商協の通常総会の日程について、ご意見等が無ければ以下の日程にて行いたいので、ご承知置き願う。

※意見等が無かったため、以下の日程にて決定した。

○日程：2026 年 6 月 17 日(水)

○場所：ヒルトン東京お台場

中村議長 なお、恒例となっている、パチンコ・パチスロ産業合同祝賀会については、2026 年 6 月 24 日(水)となっているため、併せてご承知置き願う。

ご質問等はあるか。無ければ、第4号議案「6 月の会計報告について」は、後程ご確認願う。

そのため、第5号議案「オレンジリボンポスターコンテスト表彰式の報告について」に移る

第5号議案 オレンジリボンポスターコンテスト表彰式の報告について

中村議長 7 月 9 日にオレンジリボンポスターコンテスト表彰式が開催されたため、出席をした。オレンジリボン運動がメジャーではないため、中々活動が広まっていないことが現状である。そのためにも、我々がさらに協力をしていければと感じている。

全商協は 9 回目のコンテスト参加、東遊商は 14 回目の参加となり、古株での参加になり始めている。そういう意味でも、我々がしっかりとオレンジ

リボン運動を支えていき、引き続き、各地区遊商にも協力要請をしていきたいと思うので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

ご質問等はあるか。無ければ、第6号議案「当面の諸問題について」に移る。

【資料 No. 3】

オレンジリボン ポスターコンテスト表彰式 報告資料

ポスターコンテストの表彰式について、以下の通りご報告いたします。

【報告事項】

○オレンジリボン ポスターコンテスト入賞作品発表及び表彰式について

7月27日に東京のアーバンネット神田カンファレンスで「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターコンテスト2025」の表彰式が行われ、中村会長へご出席いただき、全商協賞として、表彰盾と記念品を受賞した梅田莉乃さんに授与して頂きました。

中村会長からは「今回選考した梅田さんの作品を選んだきっかけは、やはり笑顔。この笑顔を守ることが我々の役目ではないかと考え、選考致しました。」とのコメントがありました。

また、受賞した梅田莉乃さんからは「このポスターを制作する上で、現状の虐待を知ったことにより、ポスターを通じて児童虐待が無くなってくれたらと、願っております。」とのコメントがありました。

表彰式は、最後に受賞者と授与者全員での写真撮影が行われ、終了しました。

以上

第6号議案 当面の諸問題について

中村議長 各会議等の報告は、後程ご確認願う。他にご意見等があれば発言願う。

【資料 No.4-1】

日遊協定例理事会の報告について 報告資料

7月14日に日遊協の定例理事会が行われましたので、以下の通りご報告します。

- 加盟団体会議の審議状況について「総付け景品ガイドラインの検討状況」「メーカー記念日」「全遊政連の活動状況の報告」に関して意見交換を行った旨の報告があった。

その中で、総付け景品ガイドラインの検討状況については、各団体からも様々な意見が出ており、例えば、総付け景品自体が経営に及ぼす影響は低いのではないかと意見や、あまりにも行き過ぎた販売行為は問題があるのではないかと。また、法的な面、特に独禁法等を含めてさらに議論を深める必要があるのではないかと意見が出ている。このような意見を踏まえ、さらに検討を進めていくとのことである。

- 支部活性化会議の審議状況における、自己申告・家族申告プログラムの導入促進について、西村会長より「同プログラムについては、あくまでも業界全体で取り組んでいる事業であり、日遊協単独の事業ではない。日遊協は担当団体であることをご理解いただきたい。警察庁からも認められている事業のひとつとなるため、各理事におかれても、非組合員ホールへの導入促進についてご協力を賜りたい」との説明があった。

- 広告宣伝ガイドラインについて、5月29日に第3版を発行し、7月1日から本運用が開始されている。同ガイドラインが各ホールで運用しやすいようにブラッシュアップし、また、日遊協会員企業に向けて勉強会も開催する予定としていると報告があった。

以上

【資料 No.4-2】

全機連通常総会の報告について 報告資料

7月25日に全機連の通常総会が行われましたので、以下の通りご報告します。

- 令和7年度の全機連代議員及び役員について提案があり、異議なく承認された。全商協は、副会長として中村会長、理事として小西副会長が留任し、代議員は谷野副会長が新任、國分副会長が留任となった。

- 令和 6 年度の収支報告書の説明が行われ、収入の部は、前期繰越金・賦課金・全機連名鑑代等により、合計 475 万 9,904 円の収入となる。

支出の部は、全機連名鑑の印刷代、切手等の通信費、雑費、昨年 10 月に沖縄で開催した懇親会関係の会議費等の支出で合計 290 万 3,576 円となり、最終的に次期繰越金は 185 万 6,328 円になることが報告された。

併せて、令和 7 年度の賦課金について、令和 6 年度と同額での提案があったのち、異議なく承認された。全商協の賦課金は 20 万円となる。

- 令和 7 年度 依存対策経費負担（案）の説明があった。現状、依存問題対策費用としての啓発週間諸費用と有識者会議費用のみ負担金額を算出し、その他の RSN の会費等とパチンコ・パチスロ社会貢献機構への費用は、現時点では未定となるため、金額が提示され次第、改めて具体的な負担額を報告することとなる。

そのため、依存問題対策費用の 2 項目は負担額で了承をいただき、RSN の会費等と社会貢献機構への経費は、負担割合での承認をお願いしたいとの説明があり、異議なく承認された。

全商協の負担額は、啓発週間諸費用が 2 万 5,192 円、有識者会議費用が 43 万 5,754 円、RSN 会費等と社会貢献機構の負担割合は 21.81% になった。

- 全国遊技機組合連合会規約の改正案について、自工会とメダル工業会の解散に伴い、両団体名を削除し、業務を譲渡された補給組合にて名称の変更へ向け、登記変更を申請中とのことであり、新たな名称が公表された時点で、規約の改正を行いたい旨の説明があり、異議なく承認された。

以上

中村議長 他にご意見等があれば発言願う。

高橋副会長 8 月 20 日（水）の武田良太政経セミナーについて、全商協と地区遊商の取扱いについてお教え願いたい。

※ 話し合いの結果、今回のセミナーの取扱いについては、全商協は 5 口 10 万円分を申し込み、地区遊商においては、それぞれの判断で口数を決めて申し込みを行うことになった。

中村議長 他にご意見等はあるか。

谷野副会長 機械流通委員会に関して、6 項目ほど残された課題がある。お盆休み明けでも問題無いので、各地区遊商にも情報を開示して、委員長である佐々木専務に音頭を取っていただき、今後の進め方に関して検討できたら良いと考えている。

中村議長 目的があってやるわけなので問題無い。Zoom であればオブザーバーも一緒に話を聞くことができる。ただし、議題をきちんと吟味して、どこまで話をしているのかしっかりと検討してほしい。情報が洩れると決まっていない事柄も、あたかも決まったかのような、誤解を招きかねない議題も多いの

で、十分に注意してほしい。

谷野副会長 承知した。

中村議長 他に協議事項等はあるか。無ければ本日の理事会は閉会とする。

- 2 8月21日開催、全商協・2025年度第1回機械流通委員会結果(zoom)
(9月12日開催、令和7年度東北遊商・第4回機械流通委員会結果で報告につき省略。)
- 3 8月27日開催、全商協・2025年度第1回社会貢献委員会結果(zoom)
(9月4日開催、令和7年度東北遊商・第2回機械流通委員会結果で報告につき省略。)
- 4 7月25日、8月8日及び9月12日開催、令和7年度東北遊商・第2回、第3回及び第4回機械流通委員会結果(組合)
柳専務理事(機械流通委員会副委員長)から、委員会結果の報告がなされた。
(委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)
- 5 7月11日及び9月4日開催、令和7年度東北遊商・第1回及び第2回社会貢献委員会結果
杉本理事(社会貢献委員会委員長)から、各委員会結果の報告がなされた。
なお、10月23日の秋田県での海岸清掃活動の実施について上程され、社会貢献委員会決議のとおり実施することが了承された。
(各委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)
- 6 8月22日開催、回胴遊商東北支部との合同会議結果
(9月4日開催、令和7年度東北遊商・第2回機械流通委員会結果で報告につき省略。)

第5号議案 組合員の各種届出に関する件

事務局から、次のとおり届け出されたことが報告された。

○ 代表者変更について<報告事項>

- ・ 大都販売(株)PS 北日本事業部 新代表者氏名：北日本ブロック長 樋口 直樹
(旧代表者氏名：杉山 勇太。3月1日付け変更、3月31日届出)
- ・ (株)三共仙台支店 新代表者氏名：支店長 片桐 裕貴
(旧代表者氏名：平田 哲治。4月1日付け変更、4月1日届出)
- ・ サミー(株)仙台支店 新代表者氏名：支店長 嶋田 崇

(旧代表者氏名：田代 史孝。4月1日付け変更、4月1日届出)

○ 社名変更について<報告事項>

- ・ 新社名：㈱サン・トラスト青森営業所

(旧社名：㈱サン・トラスト仙台営業所。6月4日付け変更、6月4日届出)

○ 事業所変更について<報告事項>

- ・ ㈱サン・トラスト青森営業所、新事業所所在地：青森県青森市大字平新田字森越 25-1 Tel017-757-8590 FAX017-757-8592

(旧事業所所在地：宮城県仙台市若林区大和町 5-6-26 JSビル 5F。6月4日付け変更、6月4日届出)

- ・ 豊丸産業㈱、新事業所所在地：福島県郡山市東原 1-227 グリーンレジデンス D1 02 号室

(旧事業所所在地：宮城県仙台市若林区霞目 2-9-41 プロスペク霞目 102。8月1日付け変更、8月1日届出)

- ・ ㈱大一販売仙台営業所、新事業所所在地：宮城県仙台市太白区富沢 4-4-2 小島ビル 1F

(旧事業所所在地：宮城県仙台市太白区泉崎 2-24-16。9月4日付け変更、8月7日届出)

○ 持分譲受けによる加入について<報告事項>

- ・ ㈱光新星北日本支店 代表取締役 當山 啓吾

(旧組合員：㈱北日本ノボックス 代表取締役 當山 啓吾。令和7年5月29日、第2回臨時理事会における関連会社合併に伴う持分譲受けによる加入申込に関する承認決定に伴うもの。令和7年8月29日付け保証金200万円入金に伴い8月30日付け加入。)

第6号議案 事務局事務室等賃貸契約関係に関する件<審議事項>

事務局から、将来の打刻書類のWEB発給、当組合の書類件数取扱数の減少等を見据え、現在の組合事務局事務室の移転又は現事務室の規模の再検討が必要であること、また、概算の経費試算などの説明があり、その方針案として、①郊外などに移転する、②現事務室2フロア（Bフロア37.41坪及びCフロア56.59坪）のうちBフロア37.41坪を返還しCフロア56.59坪を継続賃貸して会議室を残す、③現事務室2フロア（Bフロア37.41坪及びCフロア56.59坪）のうちCフロア56.59坪を返還しBフロア37.41坪を継続賃貸して会議室はな

くし、理事会・委員会等会議の際は現入居ビル7階の貸会議室を借用し対応する、の3案が呈示され、討議の後、挙手による採決を行った結果、①案が0人、②案が1人、③案が7人となり、今後の方針として③案で詳細を詰めていき年度内を目途に実現させる予定となった。

なお、返還の打診に際し、貸主より坪当たり2,000円の賃料値上げの要請がきているが、組合としては1,000円の値上げでとどめるよう交渉していくこととなった。

第7号議案 新規組合加入規約の一部改正の件<審議事項>

事務局から、「新規組合加入規約」の一部改正の理由が次のとおり説明され、次回通常総会へ上程したい旨が諮られ、審議した結果、令和8年度通常総会の普通議決として上程することとして、各理事が原案を持ち帰り内容等を確認の上、次回の理事会に最終討議し結論を得ることとなった。

- 第1条（目的）第1項

配慮事項を定款に沿うものとした。

- 第2条（加入資格）第1項第7号

定款の加入資格である「組合の地区内に事業場を有すること」を疎明するための要件を明確化した。

- 第2条（加入資格）第3項（削除）、第3条（組合員資格の譲渡）（新設）及び第7条（申込等必要事項）の2（新設）

いわゆる「M&A」により「組合員の相互扶助」が阻害されることを防止するため、いかなる組合員資格の譲渡も認めないこととし、それに従わず組合員資格を譲渡する場合は、譲渡した側、譲渡を受けた側、いずれも脱退すべきことを明記した。

これに伴い「脱退届」、「脱退予告書」の様式を新設した。

- 第6条（推薦者の義務）、第10条（出資金等の納入）及び第11条（加入保証金等の払い戻し）

用語の明確化（「推薦保証金」、「加入保証金」等）等、持分譲渡時の保証金納入規定と賦課金納入要領（第10条関係）を削除した。

- 第4条から第11条

第3条新設に伴う条ずれ。

- 別記様式各号

元号の削除（第4号）、条ずれに伴うもの（第4号及び第5号）、項目追加（第7号）、及び新設（第8号及び第9号）

なお、新規組合加入規約の一部改正案（見え消し）は別添1のとおり。

第 8 号議案 新規組合加入手続き要領の廃止及び新規組合加入及び加入後の各種手続要領の制定に関する件<審議事項>

事務局から、新規組合加入手続き要領の廃止し、改めて新規組合加入及び加入後の各種手続要領の制定案を呈示し、制定の理由として、これまでの新規組合加入手続き要領を分かりやすく、かつ、新規加入規約に沿った手続き内容とすること、加入後の各種手続きを分かりやすく整理した旨説明され、本日の理事会議決により施行してはいかがか諮られ、審議した結果、理事会決議での施行となることから、各理事が原案を持ち帰り内容等を確認の上、次回の理事会に最終討議し結論を得ることとなった。

議決された新規組合加入及び加入後の各種手続要領案は別添 2 のとおり。

第 9 号議案 育児・介護休業規程の一部改正の件<審議事項>

事務局から、育児・介護休業規程の一部改正案について、次のとおり変更の理由が説明され、本日の理事会議決により育児・介護休業法一部改正施行日の本年 4 月 1 日施行してはいかがか諮られ、審議した結果、異議なく、原案のとおり承認された。

○ 改正の理由

育児・介護休業法が 2025(令和 7)年 4 月 1 日一部改正施行されたことに伴い、当組合職員の育児・介護休業規程の改正必要部分を改正するもの。

○ 主な改正点

(1) 子の看護休暇の見直し(第 14 条関係)

ア 「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校 3 年生修了まで」に改正した。

イ 取得事由の拡大として次の 2 項目を追加した。

- ・ 感染症に伴う学級閉鎖等
- ・ 入園(入学)式、卒園式

ウ 「看護等休暇」に名称変更した。(旧:「看護休暇」)

(2) 所定外労働の制限(残業免除)の拡大(第 16 条関係)

「3 歳未満」の子を養育する職員から「小学校就学前」の子を養育する職員に改正した。

議決された育児・介護休業規程の一部改正は別添 3 のとおり(改正部分のみ抜粋)。

第 10 号議案 その他

1 新台部会研修開催について<報告事項>

事務局から、10 月 3 日から同 5 日までの間、他地域エリア(沖縄県那覇市)の客層等の市場環境調査、主要ホールにおけるスマート機導入状況調査

等のため、新台部会員 12 名が参加して部会活動を行うこと、これに伴い部会活動費 120 万円を交付されたいことが報告され了承された。

2 各県遊協等チャリティ等ゴルフ大会について<報告事項>

事務局から次のとおり報告があった。

令和 7 年（秋）他団体の総会懇親会・チャリティゴルフコンペ等への出席者について

	開催日	行事名	出席者	備考
1	9/4	東北地区遊協連絡協議会 懇親会・親善ゴルフ大会	(懇親会) 永山副理事長、柳副理事長、 柳専務理事、柏木常務理事 (親善ゴルフ大会) 柳副理事長	協賛 2 万円
2	9/25～ 9/26	中国遊商意見交換会・懇親会 子供支援チャリティゴルフコンペ	高橋理事長	
3	9/26 (12/1)	日遊協東北支部総会・懇親会 (12/1 に日程変更)	柳副理事長 正式な案内が届き次第、検討	
4	10/2	宮城県遊協チャリティ親善ゴルフ大会	高橋理事長、柳副理事長 櫻井理事	協賛 10 万円
5	10/6	岩手県遊協チャリティゴルフ大会	高橋理事長、櫻井理事	協賛 2 万円
6	10/10	青森県遊協チャリティゴルフコンペ	高橋理事長	協賛 2 万円
7	10/17	秋田県遊協チャリティゴルフコンペ	高橋理事長	協賛 2 万円
8	11/6～ 11/7	中部遊商・回胴遊商意見交換 会、チャリティゴルフコンペ	高橋理事長	
9	11/12～ 11/13	MIRAI ぱちんこ産業連盟設立 5 周年記念祝賀会・チャリ ティゴルフコンペ	高橋理事長 (全商協副会長として出席)	協賛等は無し

《参考事項》

他団体チャリティゴルフ開催に伴う「協賛品」等の依頼があった際、令和元年より協賛金として参加の有無に関わらず 20,000 円に統一することが了承されています。

なお、2 名以上参加する場合は、参加者 1 名に対して各 1 万円として協賛しています。

3 次回理事会の開催日について〈審議事項〉

令和7年11月27日(木)午後2時30分予定とし、終了後、忘年会を開催することとなった。

以上をもって、午後4時30分終了した。

別添 1

新規組合加入規約 一部改正案

(目的)

第1条 本規約は、東北遊技機商業協同組合定款（以下「定款」という。）第9条の規定に基づき新規に東北遊技機商業協同組合（以下「組合」という。）に加入しようとする者（以下「新規加入希望者」という。）に対する取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規約の運用に当たっては、中小企業等協同組合法の趣旨に則って厳正に取扱うとともに、~~組合員の相互扶助の精神に背か~~いやくも私的利益や個人感情により公平を欠くことがないよう細心の配慮をしなければならない（加入資格）

第2条 新規加入希望者は、定款第8条に規定する資格のほか、次の各号に適合している者とする。ただし、日本遊技機工業組合の組合員（準ずる者を含む。）及び遊技機の関連機器の販売又は部備品の販売を行う者は、**本条第2項によるこの限りではない。**

(1) 遊技機製造業者又は一般社団法人日本遊技関連事業協会が定める遊技機販売業者登録に関する規程により登録された販売業者及び本業界の経歴（従業者としての期間を含む。）5年以上有する者。ただし、遊技場での経歴は含まない。

(2) 遊技場経営者（「役員、従業員」を含む。）又はその系列者（役員兼任関係を有する者）でないこと。

(3) 代表者若しくは従業員が遊技機取扱主任者の資格を有していること。

(4) 古物営業の許可（法人名義）を取得している者。

(5) 推薦者として理事2名（「員外理事」を除く。）及び組合員3名の推薦がある者。ただし、新規加入希望者が中古遊技機を取扱う場合は、推薦する理事2名及び組合員3名は、実際に中古遊技機流通に従事している組合員でなければならない。

(6) 組合員又は製造業者が雇用していたもので、加入申込時において退職後1年未満の者は、元雇用していた組合員又は製造業者の同意書がある者。

(7) 組合の地区内に営業活動の拠点となる事務所を有する者で、**かつ、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に当該事務所の記載がある者。**

2 日本遊技機工業組合員（準ずる者を含む。）が新規加入希望者の場合は、前項第5-4号に規定する推薦者は必要としない。**また、前項第7号後段は適用しない。**

遊技機の関連機器の販売又は部備品の販売を行う者が新規加入希望者の場合は、前項第1号、第3号、第4号の規定は適用しない。

~~3 新規加入希望者が、持分の譲渡により加入を行おうとする者の場合も、第1項各号の規定を適用する。~~

各号の規定を適用する。

(組合員資格の譲渡)

第3条 組合員企業の合併、買収等による組合員資格の他への譲渡はできない。

ただし、日本遊技機工業組合員（準ずる者を含む。）にかかる当組合員関係企業同士の合併、買収等の場合を除く。

(加入申請の制限)

第4条 新規加入希望者で次の各号に該当する者（法人を含む）は組合加入の申請はできない。

- (1) 成年被後見人及び補佐人並びに破産者で復権を得ないもの。
- (2) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が次号以下の各号に該当するもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）及び次の者とする。

ア 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

イ 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

ウ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (4) 組合並びに一般社団法人日本遊技関連事業協会その他関連団体のいずれかから除名処分を受けた者で、当該除名処分を受けた日から起算して5年を経過しない者。
- (5) 前号による除名処分を受けた者が法人である場合においては、当該除名処分の事由となる事実が発覚した日又は当該除名処分の適否を議題とする理事会が招集された日前 60 日以内に当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下「業務執行役員等」という。）及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務執行役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者であったもので、当該除名処分の日から起算して5年を経過していない者。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）

第2条第1項第4号に規定する営業（ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令第8条に規定する営業に限る。）に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法、循環型社会形成推進基本法並びに資源の有効な利用の促進に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等リサイクル関連の法律等に違反し、

- (1) 終わり又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者。
- (2) 前号による当該刑に処せられ者が法人である場合においては、当該刑に係る罪が発覚した日前60日以内に当該法人の業務執行役員等及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務執行役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者であったもので、当該刑の確定した日から起算して5年を経過していない者。
- (3) 加入希望者が法人の場合は、当該法人の役員（業務執行役員等及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務執行役員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。のうち前号までのいずれかに該当する者があるもの。
- (4) 倒産等の事由より組合を脱退した前組合員のうち、組合員に対する債務不履行又は凍結した状態で新たに営業を行っている者及び代表者若しくは商号の変更又は名義貸し、その他の方法により直接又は間接にその営業に関与していると認められる者。
- (5) 除名、倒産等の事由により組合を脱退した前組合員の従業員又はこれに準ずる者のうち、前組合員との関連性、過去におけるその者の業績等を勘案した結果、本組合員として不適格と認められる者。
- (6) 違法な営業行為又は商道德に著しく反する行為を行うおそれがあると認められる者。
- (7) その他、組合に加入することにより、組合員の活動に著しく重大な支障及び損害をきたすおそれがあると認められる者。
- (8) 前各号に準ずると認められる者。

~~（持分の譲渡による加入の場合における申請の制限）~~

~~第3条の2 新規加入希望者が、持分の譲渡により加入をおこなおうとする場合においても、前条の各号に該当する者（法人を含む。）は組合加入の申請はできない。~~

（推薦者の資格等）

第54条 推薦者となることができるのは次の各号に該当する者とする。

- (1) 組合員歴（法人を含む。）5年以上を有する者。
- (2) 組合員としての義務を履行している者
- 2 組合員は5年以内1社を限度として推薦者となることができる。
- 3 綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約第3条の規定及び中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約第15条の規定による取り消し処分を受けた者は、推薦者の資格を喪失する。また、当該年度に加え、その翌年度も推薦者になることができない。
- 4 新規加入希望者と同一の代表者（「共同代表者」も含む）の組合員が推薦者となることはできない。

（推薦者の義務）

第 6-5 条 推薦者は、新規加入希望者に対し、第 4-3 条に示す加入申請の制限事項の各号と、新規加入希望者の商業圏内における風評等につき、できる限り調査するなどの保証責任を持ち、間違っても第三者からの依頼又は紹介だけで安易に推薦者となることがあってはならない。

2 推薦者の保証期間は、新規加入希望者が組合員としての資格を取得した日から起算して 5 年間とする。推薦者は、保証期間中、その新規加入希望者の保証を一方的に解消することはできない。

3 推薦者は保証期間中、保証金（以下「推薦保証金」という。）として 1 社当たり 150 万円を組合に預託する。

なお、推薦当該保証金の納入は、第 10-9 条の、新規加入を承認された新規加入希望者の組合員としての資格を取得する条件に含むものとする。

4 推薦前項の保証金は、保証期間（5 年間）終了後に、また、保証期間中に推薦者でなくなった場合に払い戻しするものとする。ただし、新規加入希望者が組合員としての資格取得後の保証期間中に定款第 13 条に基づく除名処分を受けたとき、あるいは第 11-10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当したときは、推薦保証金を組合が全額徴収する。また、新規加入希望者が組合員として資格取得後に除名以外であって、組合に金銭的損害を与えたとき、かつ、前記損害を弁済できない場合は、推薦保証金を限度に組合が徴収する。

5 前項の推薦者は、新規加入希望者が組合員としての資格取得後に組合から処分を受けた日から 3 年間、他の新規加入希望者の推薦者になることはできない。

6 推薦者は、新規加入希望者が組合加入後、定款、規約及び各規程に示す組合員の義務を遵守するよう指導する。

（申込等必要書類）

第 7-6 条 新規加入希望者が加入申込するに当たっては、次の書類の各 1 通を組合へ提出するものとする。

ただし、日本遊技機工業組合組合員（準ずる者を含む。）及び遊技機の関連機器の販売又は部備品の販売を行う者の場合は、第 2 条第 2 項等にかかる書類の提出は要しない。

- (1) 加入申込書（別記様式第 1 号）
- (2) 出資引受書（別記様式第 2 号）
- (3) 代表者の履歴書（写真貼付）（別記様式第 3 号）
- (4) 代表者の住民票
- (5) 古物商許可書の写し
- (6) 新規加入希望者の推薦書（別記様式第 4 号）
- (7) 推薦者保証書（別記様式第 5 号）
- (8) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (9) 誓約書（別記様式第 6 号）
- (10) 業界従事経歴書・最終勤務先同意書（別紙様式第 7 号）

- (1) 遊技機取扱主任者証の写し
- (2) 従業員名簿（遊技機販売に従事する者を含む）の一覧表
- 2 新規加入希望者の組合加入後、推薦者が保証期間中に組合員でなくなった場合及び第4条第3項により推薦者資格を喪失した場合は、推薦を受けた新規加入希望者で組合員として資格を取得した者（「新規加入者」という。）は90日以内に新たな推薦者を立てなければならない。その場合の推薦者の義務は、第5条を適用する。

第7条の2 組合員企業の合併、買収等の場合、合併、買収等された組合員は、次のいずれかを提出し脱退するものとする。

- (1) 脱退届（別記様式第8号）
- (2) 脱退予告書（別記様式第9号）
- 2 合併、買収等先が組合員企業の場合は、合併、買収等先の組合員も脱退予告書（別記様式第9号）により脱退するものとする。
- 3 日本遊技機工業組合員（準ずる者を含む。）にかかる当組合員関係企業同士の合併、買収等の場合は本条を適用しない。

（加入申込期間）

第8条 新規加入希望者からの加入申込書の受付は、毎年6月から8月末日までの3か月間とする。

（加入審査）

第9条 加入申込締切後、組合は、直近の定例理事会に加入申込みをした新規加入希望者を報告する。

- 2 理事会は、予備審議を行い、各部会に新規加入希望者の一覧表を通知し、部会の意見をとりまとめさせ、その結果を理事会に書面で報告させる。
- 3 総務委員会は、事前審査として、新規加入希望者及び推薦者5名を招致し、面接による加入諾否の判断資料の収集に努め、理事会に加入諾否の意見を上程する。
- 4 総務委員会の意見を聴取する定例理事会において部会からの意見も参考に本審査を行い、組合加入の諾否を決定する。
- 5 審査の結果、加入が認められなかった者に対しては、組合から口頭で連絡の上、速やかに申込必要書類を返却するものとする。

（出資金等の納入）

第10条 新規加入を承認された新規加入希望者は、理事会の承認後直ちに出資金10万円（1口10万円）、総会で定める加入金（持分調整金額）、保証金（以下「加入保証金」という。）200万円及び総会で定める賦課金（以下「出資金等」という。）を納入することにより、組合員としての資格を取得する。

- 2 組合員としての資格の取得は、出資金等、加入金及び保証金が組合に振り込まれた翌日からとする。

~~3 持分の譲渡により新規加入を承認された新規加入希望者は、出資金及び加入金の納入は免除されるが、保証金の納入は免除されない。~~

3-4 出資金等が払い込まれたときは、組合は、「組合員証」を加入者に発行する。

~~5 賦課金は加入承認月の翌月から納入することとし、賦課金（金額）及び納入方法は、総会の議を経ての定めるところによる。~~

(加入保証金等の払い戻し)

第 ~~11~~10 条 新規加入者の保証金は、組合加入後 10 年を経過後、若しくは 10 年未満の脱退者（法定脱退・自由脱退）に払い戻しするものとする。ただし、次の場合は、その半額とする。

- (1) 除名による場合
 - (2) 理事会において、除名対象組合員として次期総会に諮ることが議決された後、定款第 12 条の規定により脱退の届出があった場合、若しくは脱退届出が提出されなくてもそれに準ずると理事会が判断した場合。
 - (3) 綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約に係る規律違反事案が発覚し、かつ、その事案が発生した日が脱退届出の組合受付日前であり、当該事案が理事会において処分対象として除名対象組合員に相当すると議決された場合。
- 2 組合に債権がある場合は、払い戻しされる**出資金、加入保証金等**から相殺するものとする。
- 3 出資金の払い戻しは、定款の定めるところによる。
- 4 加入金は、返還しないものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この規約の施行により、平成 26 年 9 月 19 日施行の新規組合加入希望者に対する取扱規約は、平成 27 年 5 月 29 日をもって効力を失う。
- 3 この規約は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。
第 10 条第 4 項の規定は、本施行日以降の新規加入希望者に適用する。
- 4 この規約は、令和元年 11 月 28 日から施行する。
- 5 この規約は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。
- 6 この規約は、**令和 8 年 5 月 〇〇 日から施行する。**

※様式部分は省略

別添 2

新規組合加入及び加入後の各種手続要領

第 1 新規加入要領

1 加入の流れ（新規組合加入規約第 8 条から第 10 条等要約）

本組合に加入を希望する商社等（以下「加入希望者」という。）は、加入申込期間（6 月から 8 月まで）中に、理事長に対し組合加入の意思表示と加入後の所属希望部会を伝える。

理事長は組合事務局に当該加入希望者に対する加入手続の説明を指示する。

加入希望者は、加入手続の説明に基づき、必要書類を組合事務局に提出する。

理事長は、加入申込期間後の直近の定例理事会に当該加入希望者を報告し、理事会において予備審査を行うとともに、各部会に加入後の所属部会等の意見の取りまとめを通知し理事長への書面報告を求める。

総務委員会委員長（理事長）は、必要書類が具備された段階で『総務委員会』を招集し、事前審査として当該関係者（加入希望者・推薦保証人 5 名）を招致し、面接等による精査を行い、意見を取りまとめる。

以上の手続が終了した後、最終的に直近の理事会へ加入案を上程し、総務委員会の意見聴取と、各部会からの意見報告も参考に本審査を行い、組合加入の可否を決定する。

組合員の資格取得は、加入金・出資金・保証金・賦課金が組合に振り込まれた翌日からとなる。

2 加入時の必要書類等（新規組合加入規約第 7 条）

加入時の必要書類は、新規組合加入規約第 7 条に定めるものとする。

更に、組合員の資格は定款第 8 条により組合の地区内（東北 6 県内）に事業所が所在する必要があるため、新規加入規約第 2 条による適用除外の場合を除き、法人登記簿謄本（全部事項証明書）には、当該所在が記載されていなければならない。

また、組合及び組合員相互の連絡を行うため、事務所には電話及び F A X 等の通信機器が必要となる。

第 2 加入後の各種手続

1 各種届出事項

組合加入後、社名・事業所・代表者名等に変更が生じる場合は、あらかじめ事務局を經由し、事前に理事長に相談の上、次の各項により、必要書類を添えて速やかに届け出ること。

特に、社名・事業所・代表者名の変更は、単なる変更ではなく、新規加

入規約の組合員資格の譲渡に該当する場合がありますことから十分留意すること。

なお、新台部会の組合員については、本項の必要書類として登記簿謄本（写し）等の添付を求めない場合がある。

(1) 社名変更の場合

法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（写し）を添付の上、社名変更届（別記様式1）を提出すること。

(2) 代表者変更の場合

ア 代表者変更の要件

(ア) 新台部会の組合員を除く代表者変更は、当該会社の取締役として3年以上の者とし、新台部会の組合員は、当該会社の従業員としておおむね5年以上勤務する者とする。

(イ) 企業合併、買収等、転売目的とする代表者変更の場合、新規組合加入規約により当該組合員は脱退となる。

イ 提出書類

代表者変更届（別記様式2）に次のものを添付し提出すること。

(ア) 機械部会の組合員

- ・ 変更後の代表者の履歴書（新規組合加入規約、別記様式第3号、写真貼付のもの）
- ・ 変更後の代表者の住民票（写し、提出日から3か月以内のもの）
- ・ 古物許可証の写し
- ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（写し）
- ・ 誓約書（新規組合加入規約、別記様式第6号）
- ・ 遊技機取扱主任者証（写し）
- ・ 従業員名簿（遊技機販売に従事する者を含む全員分）（身分証明書等取扱規約、別記様式第4号）

(イ) 商社部会の組合員

- ・ 変更後の代表者の履歴書（新規組合加入規約、別記様式第3号、写真貼付のもの）
- ・ 変更後の代表者の住民票（写し、提出日から3か月以内のもの）
- ・ 古物許可証の写し
- ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（写し）
- ・ 誓約書（新規組合加入規約、別記様式第6号）

(ウ) 新台部会の組合員

- ・ 変更後の代表者の履歴書（新規組合加入規約、別記様式第3号、写真貼付のもの）

- ・ 辞令又は辞令に準ずるもの（遊技機取扱主任者証の写し等）

(1) 事業所所在地等変更の場合

事業所所在地変更の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）（写し）を添付の上、事業所所在地等変更届（別記様式3）を提出すること。

所在地以外の電話等変更の場合は、適宜の疎明資料を添付の上、提出すること。

(2) 組合を脱退する場合

組合を脱退する場合、法定脱退の場合は、速やかに脱退届（新規組合加入規約別記様式第8号）を提出すること。

また、自由脱退の場合は、当該年度末に脱退となるので、その日から90日前までに脱退予告書（新規組合加入規約別記様式第9号）を提出すること。

2 組合員に関わる主要業務（中古遊技機流通に関するもの）

(1) 中古遊技機の取扱に関する業務

(2) 共同購買事業

ア 中古遊技機型式保全用ビニール袋・セキュリティシール共同購買事業

イ 確認証紙（中古・認定）の発給

(3) 身分証名証の発給（身分証明書等取扱規約参照のこと。）

3 廃棄台処理関係

廃棄台の処理にあたっては、不法投棄の絶無等環境保全に配慮した適正な処理に努めること。

なお、年一回、廃棄台処理状況を照会するので、中古遊技機流通に従事する組合員については、正確な回答に努めること。

4 （一社）日本遊技機関連事業協会（日遊協）関係

組合員が対応する事項としては、次のものがある。

(1) 「遊技機販売業社登録」

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。詳細は、同規程参照のこと。

(2) 「遊技機取扱主任者」更新・新規試験受験者の受講

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。詳細は、同規程参照のこと。

(3) 「遊技機販売業社登録」、「遊技機取扱主任者」の変更届

ア 記載事項変更届出書

遊技機販売業社登録に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

イ 遊技機取扱主任者証記載事項変更届出書

遊技機取扱主任者証に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

5 賦課金（組合費）等

(1) 賦課金（組合費）及び部会等

ア 賦課金（組合費）は、現在、月額 15,000 円である。

金額は総会議決事項であるが、年度末に次年度の賦課金（組合費）総会上程議案の案を通知するので、総会議決前は、当該通知に基づき、総会後は総会議決に基づき、毎月の月末までに、組合口座へ振込納入すること。

なお、月ごと、数か月ごと、あるいは年度分一括など、納入方法は各組合員において判断して構わない。

イ 部会費は、部会ごとに徴収・管理しているので、加入の際、部会長に確認すること。

6 組合の「賦課金（組合費）・書類代金等」等振込先口座

○ (株)七十七銀行仙台東口支店

・種別 普通預金

・口座番号 5 2 1 7 8 9 0

・口座名義 東北遊技機商業協同組合 理事長 高橋 一則

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 18 日から施行する。

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

社 名 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり社名を変更しましたので、
登記簿謄本等を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 年 月 日

2. 社 名 新社名

旧社名

(注) 新台部会員で登記簿謄本の提出ができない場合は、他の疎明資料を添付のこと。

年 月 日

東北遊技機商業協同組合
理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、
登記簿謄本等を添えて届出します。

記

1. 変 更 年 月 日 年 月 日

2. 代 表 者 名 新代表者氏名

旧代表者氏名

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

事業所所在地等変更届

みだしのことについて、下記のとおり事業所所在地等を変更しましたので、(登記簿謄本を添えて) 届出します。

記

1 変 更 年 月 日 年 月 日

2 新事業所所在地 _____

(旧事業所所在地 _____)

3 新電話・FAX 新電話番号 _____

新FAX番号 _____

(旧電話番号 _____)

(旧FAX番号 _____)

- (注) 1. 登記簿謄本(複写可)は所在地変更の場合必要となる。
2. 新台部会員で登記簿謄本の提出ができない場合は、他の疎明資料を添付のこと。
3. 変更のない項目は、———線で削除表示すること。

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

脱 退 届

このたび _____ により、中小企業等協同組合法
第19条の規定に基づき、東北遊技機商業協同組合を法定脱退しますの
で、お届けいたします。

私の持分は定款第14条の規定により算出してくださるよう申し添え
ます。

- (注) 1. 空欄には、「転居」・「事業廃止」・「死亡」・「解散」・「持分譲渡」等の
理由を記載すること。
2. 「組合員の証」、定款等編てつの「組合員必携」等は返納すること。

年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長

殿

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

脱 退 予 告 書

このたび下記理由により、東北遊技機商業協同組合を脱退する事
としましたので、定款第 12 条第 2 項の規定により脱退予告書を提出
いたします。おって、私の持分は定款第 14 条の規定により算定のうえ
払戻下さるよう申し添えます。

記

〔脱退の理由〕

- (注) 1. 脱退の理由は、適宜を記載すること。
2. 「組合員の証」・定款等編てつの「組合員必携」等は返納すること。

別添 3

育児・介護休業規程(R7. 9. 18 一部改正、4.1 施行)

第 1 章から第 3 章 ～省略～

第 4 章 子の看護等休暇

(子の看護等休暇)

第 14 条 小学校第 3 学年終了前の子を養育する職員（日雇職員は除く。）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするため、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるため、又は感染症に伴う学級閉鎖等により当該子の世話をを行うため、又は当該子の入園（入学）式、卒園式への参加のため、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。

この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

- 2 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申出書により事前に組合に申し出るものとする。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める賃金規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

～中略～

第 6 章 所定外労働の制限

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第 16 条 小学校就学の始期に達していない子を養育する職員（日雇職員は除く。）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く。）が当該家族を介護するために請求した場合は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

- 2 請求をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定の 1 か月前までに、育児のための所定外労働制限請求書を組合に提出するものとする。

この場合において、制限期間は、次条第 3 項に規定する制限期間と重複しない

ようにしなければならない。

- 3 組合は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に組合に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、組合にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
当該小学校就学の始期に達した日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 本条第6項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、組合にその旨を通知しなければならない。

～以下省略～

（附則）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

この規程の令和4年9月2日付け一部改正は、令和4年10月1日から施行する。

この規程の令和7年9月18日付け一部改正は、令和7年4月1日から施行する。